



県 章

滋賀県公報

令和元年（2019年）
9 月 2 7 日
号 外 （ 2 ）
金 曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目 次（※印は、県例規集に搭載するもの）

○ 告 示

- ※滋賀県工業試験研究機関試験研究等設備使用要綱の一部改正（モノづくり振興課） 1
- ※滋賀県工業試験研究機関試験等取扱要綱の一部改正（モノづくり振興課） 12

告 示

滋賀県告示第185号

滋賀県工業試験研究機関試験研究等設備使用要綱（昭和61年滋賀県告示第173号）の一部を次のように改正する。
令和元年9月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

第7条中「別表第5項」を「別表第4項」に、「第6項」を「第5項」に改める。

別表第1項第1号の表電気・磁気環境機器の部中「940」を「970」に、

	600
--	-----

「

	630
--	-----

」に、「500」を「520」に、「1,020」を「1,070」に、

「

伝 導 イ ミ ユ ニ テ イ 試 験 機	810
-----------------------	-----

」を

「

伝 導 イ ミ ユ ニ テ イ 試 験 シ ス テ ム	1,150
-----------------------------	-------

」に、「6,480」を

「6,800」に、「4,260」を「4,470」に、「3,600」を「3,780」に、「4,750」を「5,080」に、「570」を「600」に、「3,070」を「3,210」に、「4,350」を「4,560」に改め、同表計測機器の部中「210」を「220」に、

「

220
280
230

を

230
290
250

」に、「290」を「310」に、「450」を「470」

に、「610」を「630」に改め、ユニバーサルカウンタの款、ひずみ率計の款および位相計の款を削り、

「

三 相 用	220
-------	-----

を

三 相 用	230
-------	-----

」に、

「

静 電 気 測 定 器	280
パ ル ス ス テ ー ジ	300

」を

「

静 電 気 測 定 器	290
-------------	-----

」に、「410」を「430」

に、「640」を「670」に、「480」を「500」に、「1,380」を「1,400」に、「860」を「920」に、「660」を「710」に、「810」を「870」に、「600」を「640」に改め、同表観測機器の部中

オシロスコープ	アナログ	450
	高速デジタル	570
モジュール解析装置		980
ロジックアナライザ		820
プロトコルアナライザ		570

を

高速デジタルオシロスコープ	590
モジュール解析装置	1,000

に、「710」を「740」

に、「900」を「950」に改め、同表記録機器の部中「530」を「540」に、「310」を「320」に改め、同表発生機器の

部中

670	を	700	に、「230」を「240」に、
210		220	

300	を	310	に改め、He-Neレーザー発振器の款を削
490		500	

り、

390	を	400	に改め、同表変換機器の部中「490」を
670		690	

「510」に改め、光電変換器の款を削り、同表磁気特性測定機器の部中「280」を「290」に、「300」を「310」に改め、同表精密測定機器の部中

三次元測定機	三次元測定機	1,330
	非接触三次元測定機	1,250
表面粗さ測定機	表面粗さ測定機	1,290
	電子線粗さ解析装置	4,700

を

三次元測定機	三次元測定機	1,360
	非接触三次元測定機	1,290
表面粗さ測定機		1,340

に、「1,030」を

「1,070」に、「1,110」を「1,190」に、「710」を「750」に、「450」を「470」に、「230」を「240」に、「570」を「600」に、「210」を「220」に、「240」を「250」に、「490」を「520」に、「480」を「510」に、

1,140	を	1,160	に改め、同表機械試験機器の部中「480」を
1,330		1,350	

「500」に、

振動試験機	小型振動試験機	660	を
		1時間増すごとに 460	
	振動試験機	2,370	
		1時間増すごとに 2,170	

「小型振動試験機」に、「1,310」を

小型振動試験機	680
1時間増すごとに	460

「1,370」に、「1,100」を「1,150」に改め、非接触振動解析システムの款を削り、同表材料試験機器の部中

「

1,250	を	1,340	に、「1,130」を「1,160」に、「230」を
1,210		1,290	

」

「250」に、

疲労試験機	200 k N	1,210	を
		1時間増すごとに 850	
	100 k N	1,250	
		1時間増すごとに 890	
	20 k N	1,220	
		1時間増すごとに 820	
テーパー式摩耗試験機		640	
大越式摩耗試験機		760	

「

疲労試験機	200 k N	1,230	に、「370」を
		1時間増すごとに 910	
	100 k N	1,270	
		1時間増すごとに 900	
	20 k N	1,250	
		1時間増すごとに 810	
	250N	1,250	
		1時間増すごとに 680	
テーパー式摩耗試験機		680	

」

「400」に、「340」を「360」に、

680	を	700	に、
300		320	
680		690	
680		690	

「730」を「760」に、「390」を「410」に、「950」を「990」に改め、溶射被膜評価試験機の款を削り、「410」を「430」に、「1,060」を「1,120」に改め、低荷重疲労試験機の款を削り、

「

1,250	を	1,320	に、「940」を「960」に、
790		810	
1,220		1,250	
1時間増すごとに 790		1時間増すごとに 810	

」

「

1,250
660

」を「

1,270
670

」に改め、同表微小観察機器の部中「280」

を「300」に、「310」を「330」に、「4,500」を「4,490」に、「1,600」を「1,710」に、「2,700」を「2,770」に、「3,190」を「3,290」に、「1,960」を「2,000」に改め、同表機械試料調整機器の部中「760」を「810」に、「1,010」を「1,070」に、「560」を「600」に、「300」を「320」に、「780」を「810」に、「270」を「280」に改め、同表環

境機器の部中「

サンシャインウェザーメータ	1,130
1時間増すごとに	910
キセノンウェザーメータ	1,100
1時間増すごとに	900

」を

「

キセノンウェザーメータ	1,180
1時間増すごとに	960
キセノンウェザーメータ水噴霧	1,400
1時間増すごとに	1,170

」に、「1,960」を

「1,990」に、「1,700」を「1,730」に、「2,170」を「2,220」に、「1,940」を「1,980」に、

「

870
1時間増すごとに 630

」を「

900
1時間増すごとに 660

」に、「1,280」を「1,300」に、「1,060」

を「1,080」に、「350」を「370」に、「670」を「720」に、「470」を「500」に、「1,000」を「1,020」に、「790」

を「800」に、「

830
1時間増すごとに 630

」を「

890
1時間増すごとに 670

」に改め、同表物理量測定機器

の部中「390」を「420」に、「

220
220
210
220
220
220

」を「

230
240
220
240
240
240

」に、

「

温湿度測定装置	ハンディ温湿度計	260
	放射温度計	270
	熱電対	280
	1時間増すごとに	80
熱映像計測装置		1,190
ストロボスコープ		230

」を

「

温湿度測定装置	ハンディ温湿度計	280
	放射温度計	290
	熱電対	290
1時間増すごとに	80	

」に、「240」を

「260」に、

230
230
230

を

250
250
250

に改め、固体比重測定装置の款

を削り、

480
470
480

を

510
500
500

に、「340」を「350」に、「590」

を「620」に改め、同表分析機器の部中

280

を

300

に、「1,290」を「1,310」に、

分 光 光 度 計	自 記 分 光 光 度 計	780	を
	分 光 蛍 光 光 度 計	670	
	赤 外 分 光 光 度 計 (F T - I R)	1,190	

分 光 光 度 計	自 記 分 光 光 度 計	810	に、「400」を
	分 光 蛍 光 光 度 計	720	
	赤 外 分 光 光 度 計 (F T - I R)	1,260	
	ポ ー タ ブ ル	690	

「420」に、「2,710」を「2,880」に、「980」を「1,030」に、「1,200」を「1,250」に、「390」を「420」に改め、核磁気共鳴分析装置の款を削り、「1,570」を「1,670」に、「4,150」を「4,380」に、「3,050」を「3,140」に、「1,640」

を「1,750」に、「6,020」を「6,440」に、

2,330
1,280
530
2,330

を

2,490
1,370
570
2,480

に、「520」を「540」に、「2,070」を「2,150」に、「1,500」を「1,600」に、「2,600」を「2,690」に、「3,500」を「3,650」に改め、同部に次のように加える。

	液 体 ク ロ マ ト グ ラ フ (有 機 酸 分 析 装 置)	2,960
	液 体 ク ロ マ ト グ ラ フ (ア ミ ノ 酸 分 析 装 置)	3,140

別表第1項第1号の表物性評価機器の部中「230」を「250」に、「460」を「480」に、「1,630」を「1,660」に、「3,300」を「3,360」に、「620」を「630」に、「750」を「800」に、「890」を「930」に改め、接触角測定装置の款を削り、同表化学試料調整機器の部中「230」を「250」に、「300」を「320」に、「450」を「480」に改め、振トウ培養装置の款を削り、

430

を

440

に、「680」を

「700」に、

700

を

730

に、

「

290
840

」を「

310
850

」に、「1,380」を「1,430」に、

「

超臨界反応装置	二酸化炭素	640
	水	730

」を

「

超臨界反応装置(二酸化炭素)	680
----------------	-----

」に、「400」を

「430」に、「190」を「200」に、「

320
860

」を「

340
920

」に、

「1,510」を「1,590」に、「

370
150
5,700

」を「

400
160
5,770

」に、「1,040」を

「1,090」に、「

390
800

」を「

420
860

」に、「1,320」を「1,370」に、

「

1,360
500

」を「

1,400
520

」に、「310」を「330」に、「560」を「590」

に、「2,110」を「2,240」に、「610」を「650」に、「930」を「960」に、「

320
500

」を

「

310
480

」に、「

490
280

」を「

500
270

」

に、「

370
150
390
170

」を「

380
150
400
170

」に、「240」を「260」に、「330」を

「320」に、「2,000」を「2,040」に改め、同部に次のように加える。

	冷 却 遠 心 分 離 機	700
	卓 上 熱 プ レ ス 機	1,190

別表第1項第1号の表食品加工機器の部中「300」を「320」に改め、同表工作機器の部中「1,040」を「1,060」に、

「2,520」を「2,590」に、「

290
150

」を「

310
150

」に、「2,260」を

「2,420」に、「2,050」を「2,190」に、「1,400」を「1,500」に、「410」を「420」に、

万 能 工 具 研 削 盤		900	を
研 磨 機	ド リ ル 研 磨 機	560	
	ド リ ル シ ン ニ ン グ 盤	530	
	両 頭 グ ラ イ ン ダ	560	

両 頭 グ ラ イ ン ダ	570	に、
---------------	-----	----

「

290
1時間増すごとに 100

」を「

310
1時間増すごとに 100

」に、「750」を「760」に、「670」を

「680」に、「610」を「620」に、「370」を「380」に改め、ベンチプレスの款を削り、「5,130」を「5,440」に、「1,050」を「1,040」に、「2,330」を「2,420」に、「1,130」を「1,170」に、「5,180」を「5,280」に、「1,730」を「1,760」

に、「3,640」を「3,710」に改め、同表コンピュータシステム機器の部中「

1,620
1時間増すごとに 360

」を

「

1,700
1時間増すごとに 400

」に、「1,650」を「1,710」に、「390」を「410」に改め、FPGA開発システム

の款を削り、「2,810」を「2,900」に、「490」を「500」に、「1,440」を「1,510」に、「1,820」を「1,920」に、「2,830」を「3,030」に、「480」を「510」に改め、同項第2号の表大型樹脂3Dプリンタの部中「710」を「730」に、「860」を「870」に、「1,140」を「1,160」に改め、同表金属粉末積層造形装置（DED方式）の部中「2,000」を「2,040」に改め、同項第3号の表原料調整機器の部中「460」を「470」に、「190」を「200」に、「470」を「480」

に、「320」を「340」に、「

660
1時間増すごとに 410

」を「

670
1時間増すごとに 430

」に、「480」を

「500」に、「240」を「230」に、「380」を「400」に、「300」を「320」に、

「

440
1時間増すごとに 110

」を「

460
1時間増すごとに 110

」に、

「

290
1時間増すごとに 60

」を「

310
1時間増すごとに 60

」に、「260」を「280」に、

290
1時間増すごとに 60

を「

300
1時間増すごとに 60

」

「

410
1時間増すごとに 170

」を「

420
1時間増すごとに 160

」に、「270」を「290」に、「350」を「370」

に、「

440
1時間増すごとに 180

」を「

450
1時間増すごとに 170

」に、「280」を「300」に、

「

290
1時間増すごとに 50

」を「

310
1時間増すごとに 50

」に、「340」を「360」に、

「

290
1時間増すごとに 80

」を「

310
1時間増すごとに 80

」に、

「

290
1時間増すごとに 40

」を「

310
1時間増すごとに 40

」に、「510」を「530」に、「500」を「530」

850
1時間増すごとに 660

を「

890
1時間増すごとに 690

」

に改め、同表成形用機器の部中

320
1時間増すごとに 120
260
1時間増すごとに 40

を

330
1時間増すごとに 120
270
1時間増すごとに 40

に、「290」

を「300」に、「620」を「610」に、「250」を「270」に、「280」を「300」に、

570
1時間増すごとに 320
450
1時間増すごとに 230

を

580
1時間増すごとに 340
480
1時間増すごとに 230

に、

450
1時間増すごとに 120

を

470
1時間増すごとに 120

に改め、同表試験・測定機器の部中

「220」を「230」に、「240」を「260」に、「270」を「290」に、「680」を「690」に、

860
1,440

を

880
1,450

に、「230」を「240」に、

430
550
860

を

440
560
890

に、「2,000」を「2,140」に、「1,300」

を「1,390」に、

3,080
870

を

3,220
930

に、

290
1時間増すごとに 90

を

310
1時間増すごとに 100

に、

3,080
2,900

を

3,200
3,090

に、「840」を「860」に、

780
1,400
900

を

800
1,450
920

に、「570」を「590」に、「490」を「500」

に、「740」を「750」に、「2,610」を「2,710」に、「2,070」を「2,090」に、「600」を「620」に、「510」を「520」

に、

300
410
1時間増すごとに 200
780

を

310
430
1時間増すごとに 210
790

に改め、同表工作機器の部中「460」

「480」に、「270」を「290」に、「680」を「700」に改め、同表窯業用焼成炉の部中「4,440」を「4,600」に、「8,780」を「9,130」に、「11,100」を「11,500」に、「20,000」を「20,300」に、「18,700」を「19,000」に、「35,500」を「35,700」に、「2,030」を「2,100」に、「59,000」を「60,700」に、「3,650」を「3,780」に、

1時間につき	970
	2,930

を

1時間につき	1,000
	3,030

に、「1,180」を「1,200」に、「1,690」

を「1,710」に、

	1,850
	2,930

を

	1,890
	3,010

に、「3,380」を「3,460」

に、「5,550」を「5,670」に、「6,090」を「6,210」に、「10,700」を「10,900」に改め、同項第4号の表中「2,350」を「2,390」に、「4,700」を「4,780」に、「3,990」を「4,060」に、「6,890」を「7,010」に、「10,020」を「10,200」に、「18,300」を「18,600」に、「15,000」を「15,300」に、「35,700」を「36,300」に改め、別表第2項第1号の表観測機器の部中三次元CATシステムの款を削り、同表精密測定機器の部中「500」を「510」に、

	1,340
	990
	990

を

	1,370
	1,020
	1,030

に、「310」を「320」に、「1,080」を

「1,130」に、

	990
	1,340

を

	1,030
	1,390

に改め、同表機械試験機器

の部中

	530
--	-----

を

	560
--	-----

に、「240」を「250」に、「1,310」

を「1,350」に、「740」を「770」に、「4,530」を「4,810」に改め、同表材料試験機器の部中「850」を「910」に、「1,070」を「1,120」に、「920」を「980」に、「480」を「500」に、「1,470」を「1,550」に、「1,170」を「1,240」

に、

	650
	650
	670
	650

を

	690
	680
	710
	690

に、「560」を「590」に、「320」を

「340」に、「400」を「420」に改め、同部に次のように加える。

	疲 労 試 験 機 (5 0 k N)	1,400
		1時間増すごとに 960

別表第2項第1号の表微小観察機器の部中「2,700」を「2,890」に、「1,950」を「2,070」に、「4,640」を「4,870」に、「660」を「710」に、「360」を「390」に、「270」を「290」に、「590」を「620」に、「1,300」を「1,390」

に、「800」を「840」に、「300」を「310」に、「2,650」を「2,780」に、「3,530」を「3,770」に、「1,240」を「1,300」に、「1,610」を「1,640」に改め、同表機械試料調整

機器の部中「660」を「690」に、「550」を「570」に、

	670
	720

を

	700
	760

に、「280」を「290」に、

精 密 低 速 切 断 機	650
精 密 切 断 機	670

を

精 密 切 断 機	690
-----------	-----

に、「350」を

「360」に改め、同表環境機器の部中「500」を「530」に、「270」を「290」に、

520
1時間増すごとに 380

を

560
1時間増すごとに 410

に、「1,150」を「1,230」に、「900」を

「960」に、「1,380」を「1,450」に、「1,060」を「1,120」に、「1,330」を「1,420」に、「1,100」を「1,180」に、「1,550」を「1,660」に、「1,320」を「1,410」に、「690」を「700」に、「480」を「490」に、「1,360」を「1,450」に、「1,160」を「1,240」に、「340」を「350」に、「890」を「940」に、「560」を「570」に、「930」を「970」

に、「640」を「660」に、

430
1時間増すごとに 80

を

450
1時間増すごとに 90

に、

塩 水 噴 霧 試 験 機	370
1時間増すごとに	160

を

複 合 サ イ ク ル 試 験 機	690
1時間増すごとに	470

に改め、同表物理

量測定機器の部中

270
430

を

290
430

に改め、「570」を

「610」に、「230」を「240」に、「960」を「980」に、

270
1時間増すごとに 110

を

「1時間増すごとに 280 110」に改め、同表分析機器の部中「1,300」を「1,360」に改め、分光光度計の款を削り、「1,550」を「1,570」に、「410」を「430」に、「960」を「1,010」に、「1,770」を「1,890」に、「520」を「550」

に、「3,480」を「3,630」に、

1,190
630

を

1,250
670

に改め、炭

素・硫黄同時定量分析装置の款を削り、「2,240」を「2,310」に、「4,060」を「4,080」に、「4,090」を「4,200」

に、

1,190
2,080

を

1,200
2,090

に、「2,760」を「2,810」に、「780」

を「790」に、「4,390」を「4,530」に、「400」を「420」に、「3,510」を「3,730」に、「2,980」を「3,030」に改め、同表物性評価機器の部中色彩測色システム（簡易型）の款を削り、「450」を「480」に、「690」を「710」に、

330
440

を

340
460

に、「1,490」を「1,560」に、「3,440」

を「3,580」に、「650」を「680」に、「1,050」を「1,120」に、「540」を「570」に改め、同表化学試料調整機器の

部中 「

	410
	290
1時間増すごとに	100

」 を 「

	440
	310
1時間増すごとに	100

」 に、

「

	320
1時間増すごとに	80

」 を 「

	340
1時間増すごとに	90

」 に、「430」を「450」に、

「

	280
	310

」 を 「

	290
	320

」 に、「270」を「290」に、「520」を「540」

に、「1,420」を「1,480」に、「

	410
	630
	280

」 を 「

	430
	670
	300

」 に、「1,290」

を「1,380」に、「1,900」を「2,030」に、「1,040」および「1,050」を「1,070」に、「2,080」を「2,170」に、「2,050」を「2,130」に、「2,810」を「2,960」に改め、同表工作機器の部中「1,330」を「1,420」に、「1,150」を「1,200」

に、「

	760
	3,160

」 を 「

	780
	3,300

」 に、「660」を「680」に、「3,340」を

「3,500」に、「2,160」を「2,250」に、「500」を「520」に、「1,410」を「1,470」に、

「

	1,790
1時間増すごとに	760

」 を 「

	1,870
1時間増すごとに	790

」 に、「1,110」を「1,160」に、

「

	550
1時間増すごとに	300

」 を 「

	570
1時間増すごとに	310

」 に、「1,810」を「1,880」に、「270」を

「290」に、「

	300
--	-----

」 を 「

	320
--	-----

」 に、「1,240」を「1,330」に、

「650」を「680」に、「2,840」を「2,890」に、「1,950」を「1,990」に、「680」を「690」に改め、同表繊維試験機器の部中「250」を「270」に、「740」を「790」に、「430」を「460」に、「370」を「390」に、

「

	280
	390

」 を 「

	300
	420

」 に、「440」を「470」に、

「

	280
	340

」 を 「

	290
	360

」 に、「290」を「310」に、

「

	320
	390

」 を 「

	340
	410

」 に、「

	340
	520

」 を

「

	360
	500

」 に、「580」を「600」に、「630」を「610」に、「300」を「320」に改め、同表

繊維加工機器の部中「440」を「450」に、「140」を「150」に、「530」を「550」に、「230」を「250」に、

「		を	「	に、「290」を「310」に、
	240			
1時間増すごとに	90		1時間増すごとに	100
	330			350
1時間増すごとに	100		1時間増すごとに	110
」			」	
「	340	を	「	に、「420」を「440」に、「130」を「140」
1時間増すごとに	90		1時間増すごとに	100
	360			360
1時間増すごとに	90		1時間増すごとに	100
」			」	
に、		を		に改め、同表コンピュータシステム機
「	470		「	500
1時間増すごとに	240		1時間増すごとに	260
	520			560
1時間増すごとに	280		1時間増すごとに	300
	280			300
1時間増すごとに	100		1時間増すごとに	100
	520			550
	340			350
」			」	

器の部中三次元CAD/CAMシステムの款を削り、「2,070」を「2,110」に、「500」を「530」に、「2,120」を「2,270」に、「3,730」を「3,990」に、「1,630」を「1,670」に、「2,960」を「3,020」に、「620」を「660」に、「410」を「440」に、「560」を「600」に、「350」を「370」に改め、同項第2号の表中「810」を「820」に、「400」を「410」に改める。

付 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

滋賀県告示第186号

滋賀県工業試験研究機関試験等取扱要綱（昭和61年滋賀県告示第174号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表第1項の表材料試験の部中「1,810」を「1,920」に、

降	伏	点	1,680	を
耐	力	1,680	1,680	」

降 伏 点 また は 耐 力	1,780	に、「890」を「910」に、「1,600」を
----------------	-------	-------------------------

「1,710」に、「1,960」を「2,090」に、「2,340」を「2,500」に改め、同部強度試験の款落下衝撃の項を削り、別表第2項の表分析試験の部中「3,280」を「3,510」に、「4,720」を「5,050」に改め、同表材料試験の部中

硬さ測定用試料調整	ビ ッ カ ー ス	1,740	を
	マ イ ク ロ ビ ッ カ ー ス	1,740	
	ブ リ ネ ル	400	
	ロ ッ ク ウ ェ ル	400	
	シ ョ ア	400	

糸物性試験	強 伸 度	1,170
	織 度	1,180
	撚 り 数	1,060
	そ の 他	1,180
布物性試験	強 伸 度	1,170
	引 き 裂 き	1,170
	収 縮 率	1,180
	厚 さ	1,180
	目 付	1,180
	そ の 他	1,170
硬さ測定用試料調整	ビ ッ カ ー ス	1,810
	マ イ ク ロ ビ ッ カ ー ス	1,810
	ブ リ ネ ル	430
	ロ ッ ク ウ ェ ル	430
	シ ョ ア	430

に、「1,790」を

「1,860」に、「1,730」を「1,800」に、「1,550」を「1,610」に、「2,120」を「2,220」に、「1,660」を「1,740」に、「870」を「900」に、「2,380」を「2,490」に改める。

付 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

